

平成22年度  
奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験実施要項

平成21年12月11日  
奈良県教育委員会

奈良県教育委員会事務局技術職員（文化財建造物技師）採用選考試験を、次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定数等

(1) 試験職種

文化財建造物技師（技術職員）

(2) 採用予定人員

1名

(3) 職務内容

文化財保存課及び文化財保存事務所、県内における文化財の保存修理等に従事します。

2 受験資格

(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除きます。以下「大学」といいます。）において、建築学系又はこれに準ずる学科を卒業（修了）した人、又は平成22年3月末日までに大学を卒業（修了）見込みの人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験日時・会場・試験方法

| 試験日時   | 会場                      | 科目  |
|--|-------------------------|---|
| 第1次試験<br>平成22年1月17日(日)<br>集合 9:00<br>試験開始 9:30<br>試験終了 14:15 | 橿原市畝傍町1番地<br>県立橿原考古学研究所 | 一般教養試験<br>(40点)<br>専門試験<br>(40点)<br>実技試験<br>(40点) |
| 第2次試験<br>平成22年2月2日(火)<br>集合 9:00<br>試験開始 9:30<br>試験終了 12:00  | 橿原市畝傍町1番地<br>県立橿原考古学研究所 | 作文作成<br>面接試験<br>(120点)                            |

(注) 合否決定は、次のとおり行います。

第1次試験については一般教養試験、専門試験及び実技試験の合計得点(120点満点)により、第2次試験については第1次試験と面接試験の合計得点(240点満点)により決定します。

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類

- ① 奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験申込書(所定用紙) 1通
- ② 最終学校卒業(見込み)証明書 大学院修了(見込み)の場合は、大学の卒業証明書及び大学院の修了(見込み)証明書を添付してください。 1通
- ③ 最終学校成績証明書 大学院修了(見込み)の場合は、大学の成績証明書及び大学院の成績証明書を添付してください。 1通  
(卒業見込み又は修了見込みの人は平成21年11月現在の証明書)
- ④ 返信用封筒(23.5cm×12cmの長形3号封筒に80円切手をはり、宛先を記入したもの) 2通

#### (2) 受付期間及び提出先

|             |   |
|-------------|---|
| 受<br>付      | 期 間<br>平成21年12月11日(金)～平成22年1月5日(火)<br>ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(平成21年<br>12月29日～平成22年1月3日)は受付していません。<br>時 間<br>午前8時30分～午後5時15分 |
| 提<br>出<br>先 | 〒630-8502<br>奈良県奈良市登大路町30<br>奈良県教育委員会事務局 総務室秘書人事係   |

(注) 郵送による申込みは書留郵便とし、平成22年1月5日消印分までを有効とします。

## 5 申込書の入手方法

### (1) 配布場所

奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局  
総務室秘書人事係

TEL 0742-27-9816

### (2) 郵送による請求

封筒の表に「教育委員会事務局技術職員採用試験請求」と朱書のうえ、郵便番号・住所・氏名を明記し90円切手をはった返信用封筒（長形23.5cm×12cmの長形3号封筒）を同封して、奈良県教育委員会事務局総務室秘書人事係へ請求して下さい。

（注）郵送による請求は、平成21年12月18日消印分までを有効とします。

### (3) インターネットによる入手

【奈良県ホームページ】→【手続き・申請】→【申請書ダウンロードサービス】→【教育委員会】→【教委総務室】よりダウンロードして下さい。

## 6 合格から採用まで

(1) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ実施します。

(3) 採用は、平成22年4月1日以降の予定です。

## 7 その他

(1) 試験当日は、筆記具を持参してください。

(2) 現行の初任給月額（行政職）は、178,800円（大学卒）又は207,000円（大学院修士課程修了）で、このほか地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、現在、上記の給料の1.2%の減額措置が実施されています。

また、初任給は、実務経験等を考慮して決定します。

(3) この試験の受験者は、合格発表の日から1月間、試験の結果（総合得点及び順位）について、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）に基づき、口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時15分までの間に、奈良県教育委員会事務局総務室秘書人事係に直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。）

試験に関する問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局 総務室秘書人事係

TEL 0742-27-9816（ダイヤルイン）

奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験申込書

|                            |           |           |                  |
|----------------------------|-----------|-----------|------------------|
| 試験職種                       | 技術職員      |           |                  |
| ※ 受験番号                     |           |           |                  |
| ふりがな                       |           |           |                  |
| 氏名                         |           |           | 男<br>女           |
| 生年月日                       | 昭和        | 年         | 月 日生             |
| 現住所                        | 郵便番号      | 電話        |                  |
| 連絡先                        | 郵便番号      | 電話        |                  |
| 最終学歴                       | 大学<br>昭・平 | 学部<br>大学院 | 科<br>専攻<br>卒業 修了 |
| 現在の職業                      |           |           |                  |
| 免許・資格<br>( 教員・運転<br>学芸員等 ) |           |           |                  |

写 真

4 c m × 5 c m  
脱帽上半身のもの  
※ 6 ヶ月以内の撮影  
(平成 年 月撮影)

| 学 歴 ・ 職 歴 |           |
|-----------|-----------|
| 年 月       | 中 学 校 卒 業 |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |
| 年 月       |           |

私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。

また、この申込書の記載内容はすべて事実と相違ありません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日

氏 名（自署）